

おくの義務教育学区タウンミーティング議事録

期 日 令和7年7月14日(月) 15:00~16:50

場 所 牛久市保健センター2階研修室

1 市長挨拶

市長挨拶

2 市側及び行政区側出席者紹介

配布資料のとおり

3 市政情報のご案内

(1)国政調査2025(経営企画部政策企画課)

(2)うしく健康プラン21(第3次)から見えた牛久市の健康課題(保健福祉部健康づくり推進課)

(3)牛久市公式 LINE を活用した情報提供システム(建設部道路整備課)

4 行政区との意見交換

令和7年度タウンミーティングでは、各行政区より賜りましたご意見のうち、1件を抜粋して担当する部長より回答いたしました。その後、行政区の皆様より一覧の回答に対して、再度ご意見・ご質問等をいただいたものです。

なお、回答については、資料「おくの義務教育学区 意見・回答一覧」内、「意見に対する回答」に記載されており、掲載されています。

小坂行政区-意見 No.3「奥野地区における公共交通」について、経営企画部長より回答いたしました。

小坂行政区)意見No.1空き家の件について、空家対策課の職員にも現地を調査していただきましたが、2箇所危険な場所があり、樹木が道路へ出て電線に架かってしまっています。火事などの危険性もあると考えられますが、高い場所であるため行政区での対応も難しく、市で対策案があればご指導いただきたいと思います。

建設部長)該当箇所につきましては、現地を確認させていただいたところ、確かに高いところで電線に枝が当たる箇所がありました。「空き家」の基本的な考え方といたしましては、建物・樹木等は所有者が管理すべきものでありますが、今回のご意見のような電線に接触し危険のある状態のものにつきましては、電線の管理者である東京電力様や NTT 様など、電力会社が伐採等の対応をしてくださる場合もありますので、市より電力会社へご相談させていただきます。また、結果につきましては、改めてご連絡させていただきます。

大和田行政区)高齢者が亡くなり所有者不在の空き家となると、崩壊していくことも考えられる。早い段階で、市から所有者へアプローチしていただき、管理について相談していただければと思います。

建設部長)所有権は親族が途切れるまで引き継がれ、市としても通知を出すほか、職員が出向き説明を行うなど対応しています。しかしながら、所有権は個人の方が持つものでありますので許可なく取り壊すことなどはできません。行政区内で該当がございましたら個別にご相談いただければと思います。

小坂団地行政区-意見 No.7「たまり場補助金の件」について、市民部長より回答いたしました。

小坂団地行政区)地域柄、家と家の距離が遠いこともあり、集会所での週1回での会合も難しいと感じていますが、どうお考えなのか伺います。

市民部長)地域により活動の頻度等は異なるかと思いますが、コミュニティ活動を通じて健康づくりのほかにも防災、防犯の面などで利点があり、それを推奨するためにも、たまり場補助金のような補助金制度を設けています。運用にあたっては市内全域で規則(ルール)に準じて活動いただくことが基本だと考えています。

小坂団地行政区)意見No.5空き地の法面崩落の件について、ブルーシートやコーンが設置されていますが、崩れたところから浸食が進むのではないかと危機感を覚えています。地権者や周辺住民との話し合いなど、何か対応いただけないでしょうか。

建設部長)基本的には所有者が管理するものというのが大前提でございます。市といたしましては、所有者の方に通知をさせていただき対応いただくよう進めていますが、土地の所有者に関する情報等がございましたら、是非提供いただければと思います。

小坂団地行政区)中には大きく傾いている箇所もあるため、夏季の大雨などで崩れや落下の危険性があり、通行人が怪我を負う心配があります。地権者の方には早めに対応いただかないと、私達の不安は解決しないと思いますので、よろしくお願いいたします。

市長)最近、大谷石の崩れなどが特に多いように感じます。しかしながら個人の資産であるため、行政として直接補修作業を行うことは難しい部分もありますので、早急に地権者の方へ改善を促すよう心掛けます。また、他の自治体で似たようなケースがあるかなども調査しながら改善に努めてまいります。

建設部長)早めに、地権者や関係者の方に連絡を取るよう努めてまいります。また、空き家・空地の無料相談会を年に4回実施するほか、宅建協会と連携して空き家等の不動産相談会を行っていますので、お困りの方がおりましたら相談会をご紹介いただければと思います。

奥原行政区-意見 No.8「信号機の設置」について、市民部長より回答いたしました。

その他、意見・質問なし

大和田行政区-意見 No.12「タウンミーティングのやり方」について、市長公室長より回答いたしました。

大和田行政区)議事録の公開について、「牛久市審議会等の公開に関する指針」では2週間以内に議事録を公開すると記載されていますので、タウンミーティングの議事録につきましてもできる限り早く公開していただきたいと思います。市長と直接意見交換をすることができる貴重な機会であるため、意見数を3件に限定するやり方については見直していただきたいです。

また、昨年度末に情報提供いただいた進捗状況について、城中町の河童の碑付近にある急な崖に竹が生えていますが、一年前よりもさらにひどい状況となっています。立地としては非常に景観の良い場所でありますので、一度きれいに伐採していただければと思います。

大和田行政区)意見No.10「土の除去」について、ご対応いただきありがとうございます。

久野行政区-意見 No.14「上久野地区の道路整備事業」について、建設部長より回答いたしました。

久野行政区)上久野は久野行政区の中でも住民が多い地域ですが県道は通っておらず、意見No.14については車が1台しか通れないものの、比較的交通量が多いです。早急には難しいと思いますが、もう少し拡張していただければと思います。

市長)該当の道路について、かなり狭いことは承知しています。本件につきましては計画としては上がっていますが、竜ヶ崎阿見線バイパス整備事業を茨城県で実施しており、その後接続道路として申請し、補助金の交付を受けて実施してまいりたいと考えています。事業開始がいつ頃になるのか見通しがたちましたら行政区の皆様にお示しさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

報徳行政区-意見 No.16「防犯灯の設置基準・判断」について、市民部長より回答いたしました。

報徳行政区)コロナ禍以前に設置の希望を出した際は概ね設置いただけておりましたが、今年から設置していただけなくなったように感じますが、いかがでしょうか。

市民部長)意見に対する回答で3つほど防犯灯の設置基準についてお示しいたしましたが、年度により行政区からの要望が多い場合には、優先順位のもと予算の範囲内で設置しています。基準を満たさない場所は設置しないと

いうものではなく、基準をもとに優先順位を判断させていただいていますので、改めて要望いただければと思います。

報徳行政区)今年の要望書提出依頼については、いつ配布されますか。

市民部長)すでに配布されています。(参考:令和7年6月1日号 区長宛文書にて配布されています。)

報徳行政区)報徳行政区は特に夜道が暗く灯りが少ないです。出歩きたいのに出歩けないと感じることも多いと思いますので、優先順位の考え方もわかりますが現状を見て改善いただければと思います。

島田行政区-意見 No.18「不法投棄の対応」について、環境経済部長より回答いたしました。

島田行政区)昨年6月に島田行政区内で不法投棄があり、市窓口へ相談に伺い抑止看板の設置をお願いいたしました。その後の市の対応をお伺いしたいです。また、回答内④の抑止看板の設置について、「追加で別な場所への設置をご希望であれば～」と記載されていますが、必要と思い窓口へ相談に伺いましたが、市では不要と判断されたのでしょうか。

環境経済部長)昨年6月10日に区長様よりご相談をいただき、担当職員2名で現地を確認し所有者の方を調査したところ私有地であったため、市では回収が難しい旨を、6月11日に区長様へ回答させていただきました。また、抑止看板の設置につきましては、記録がなく意思伝達できていなかったと思いますが、不要と判断するものではございません。

島田行政区)看板設置についてお願いをして1年が経過しましたが、設置されておりませんでしたので改めてお伺いさせていただきましたが、要望の受付簿を作成するとともに大切ではないかと思いました。また、土地が民地の場合、行政区内の住民であれば、看板設置の申請用紙などを区長が取り次ぎすることも可能かと思いますが、情報公開についてはいかがでしょうか。

環境経済部長)土地の所有者情報について、市から提供することは個人情報取り扱いの考えから難しいところです。今回のご意見につきましては、市より所有者へ連絡を取り撤去の同意をいただけるよう進めてまいります。

島田行政区)個人情報の取り扱いについて、登記情報サービスや法務局にて登記簿謄本より所有者を確認することができますが、行政区で調べる必要があるということでしょうか。

環境経済部長)市から行政区への情報提供は難しいと考えています。必要な場合には、市で所有者を調査し連絡を取るよう対応してまいります。

大和田行政区)不法投棄がされてしまう場所は、不法投棄がされやすい場所です。これ以上増やさないためには、不法投棄された場合、速やかに撤去することが非常に大切だと思いますので、柔軟な対応をお願いします。

井ノ岡行政区-意見 No.20「カントリーライン」について、建設部長より回答いたしました。

井ノ岡行政区)意見No.19、20について対応いただきありがとうございます。カントリーラインの除草だけでなく樹木が通行の視界を妨げているため対応いただきたいと思います。計画はありますでしょうか。

建設部長)沿線の立ち木につきましては道路用地部分と民地部分があり、民地については許可なく伐採することができませんが、道路用地については力を入れて対応させていただきます。

井ノ岡行政区)行政区においても伐採の対応はできますが、かかる費用などそれに対する補助はありますか。

建設部長)補助金等の制度はありませんが、例えば伐採いただいた後の枝木の回収及び処分等について協力させていただければと思います。

井ノ岡行政区)意見No.21について、センサーカメラは後日相談したら借用できますか。

環境経済部長)貸し出しについて確約はできませんが、ご相談を承りますので具体的な場所等を廃棄物対策課までご相談いただければと思います。

桂行政区-意見 No.24「高齢化社会への対応」について、保健福祉部長より回答いたしました。

桂行政区)意見No.23について、桂川流域での狩猟について危険な場面を何度か見かけています。回答いただいた地元猟友会だけでなく、それ以外の猟友会が狩猟に来ることも考えられますので禁猟区としていただくように関係機関へ回っていただきますようお願いいたします。

環境経済部長)住民の皆様に危険が及ばないよう対応してまいりたいと思いますので、何かございましたら市農業政策課へご相談願います。

5 その他

小坂行政区)不法投棄問題について、小坂行政区内を通る鎌倉街道沿いに10～20年近く不法投棄されたまま残っており、井戸水を利用する住民も多いため、影響がないか心配があります。

環境経済部長)不法投棄につきましては、現地の状況を確認させていただき、区長様へご連絡させていただきます。

小坂行政区)小坂行政区と小坂団地行政区の間を通過する国道408号の歩道について、樹木・雑草が生い茂り通行ができない状況です。通学にも使用されていますので、対応いただけるのかお伺いしたい。

建設部長)国道408号の管理は県であり、竜ヶ崎工事事務所でありますので、市で現地を撮影し、資料を持参のうえ報告及び伐採の要望をしたいと思います。結果につきましては区長様に報告させていただきます。

大和田行政区)おくの義務教育学校北校舎跡地の利用に関するサウンディング型市場調査の結果が公開されておりましたが、本件に関する意見・質問等は受け付けていただけますか。

経営企画部長)どのようなご意見でしょうか。

大和田行政区)4点お伺いいたします。

- ①調査の結果、4社からの提案では、校舎のみ、あるいは校庭のみの利用する案がありましたが、複数の案を採択する事についてはいかがお考えでしょうか。
- ②公的事業の検討はございますでしょうか。
- ③本件はいつまでに決定いたしますか。
- ④賃借または売買についてはいかがお考えでしょうか。

経営企画部長)4点についてお答えいたします。

- ①②サウンディング調査は、市場の調査を行うものであり、市場価値があるのかどうかを把握するために実施いたしました。結果を踏まえ、民間の事業を公募するのか、市で事業を実施するのか検討してまいります。
- ③④令和7年度中に方針を決定してまいります。

午後4時50分 閉会